三　その他
その他所要の改正を行うこととした。
四　施行期日
この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年一二月一四日）から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（政令第一三四号）（特定複合観光施設区域整備推進本部）

特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月七日とすることとした。

◇カジノ管理委員会事務局組織令（政令第一三五号）（内閣府本府）

1　カジノ管理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に次長一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一条関係）
2　事務局に監察官一人（検察官をもって充てられるものとする。）を置き、その所掌事務を定めることとした。（第二条関係）
3　事務局に総務企画部及び監督調査部の二部を置き、その所掌事務を定めることとした。（第三条～第五条関係）
4　総務企画部に総務課、企画課及び依存対策課の三課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第六条～第九条関係）
5　監督調査部に監督総括課、規制監督課及び財務監督課の三課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一〇条～第一三条関係）
6　この政令は、特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三六号）（内閣府本府）

1　特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）の一部の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和二五年政令第八九号）、行政機関職員定員令（昭和四四年政令第一二一号）、国家公務員倫理規程（平成一二年政令第一〇一号）、職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）及び幹部職員の任用等に関する政令（平成二六年政令第一九一号）の規定を整備することとした。（第一条～第五条関係）
2　この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行することとした。

政　令

内閣府本府組織令及び規制改革推進会議令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十二号

内閣府本府組織令及び規制改革推進会議令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五条中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第八条及び第九条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十三条を削る。

（規制改革推進会議令の一部改正）

第二条　規制改革推進会議令（平成二十八年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十五人」を「二十人」に改める。

第二条の見出しを「（委員等の任命）」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員及び専門委員は、非常勤とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行後最初に任命される規制改革推進会議の委員の任期は、第二条の規定による改正後の規制改革推進会議令第三条第一項の規定にかかわらず、令和三年七月三十一日までとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三